

施策No.	政策名	安心と安らぎのある健康福祉社会づくり	主管課	社会福祉課	主管課長名	白田 公江
205	施策名	生活困窮者の自立支援	関係課			

1. 施策の目的と成果把握

目	施策の対象	対象指標名	単位	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	生活困窮者	①桜川市人口	見込値	人				45,122	44,571	44,020	43,190	42,632	42,000
実績値					46,575	45,673	45,105	44,449	43,826	43,190	42,444	41,686	
②生活保護世帯数		見込値	世帯					200	208	216	225	236	246
		実績値			166	191	209	215	218	239	259	268	
③生活保護人数		見込値	人					240	247	255	260	270	277
		実績値			195	230	249	256	265	282	307	325	
的	施策の意図	成果指標名	単位	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
	最低限の生活保障と自立の助長	①生活保護受給世帯から自立した世帯数	目標値	件				7	7	7	7	7	7
実績値					3	4	9	11	12	6	6	3	
②生活保護率		目標値	%					5.3	5.5	5.7	5.9	6.1	6.3
		実績値			4.2	5.1	5.6	5.8	6.0	6.6	7.2	7.8	
③生活保護費		目標値	千円					370,966	379,166	387,366	395,566	403,766	411,966
		実績値			297,445	362,766	383,842	407,175	449,675	446,128	504,384	510,031	
		目標値											
		実績値											
成果指標設定の考え方		○制度の趣旨は、保護の必要な人に対し、保護基準に基づき、公平・適正な保護の実施であるが、多大な財政負担を考えれば、生活保護から自立することも施策の目標となる。①「生活保護から自立した世帯数」で把握できる。自立した世帯数については、就業、年金受給、被扶養等によって廃止になった世帯数。 ○制度の趣旨は、保護の必要な人に対し、保護基準に基づき、公平・適正な保護の実施であることから、②「生活保護率」と③「生活保護費」の増減を指標とした。											
成果指標の把握方法と算定式等		○生活保護世帯数・生活相談件数・生活保護費は、社会福祉課保護係で把握。 ○生活保護被保護実人員は、千人当たりの常住人口に対する保護者数。(「保護月報3月」より把握、3月末分については参入されない。人口が減少傾向にあるため、保護率は上昇傾向にあるが、他自治体との比較が必要) 常住人口は保護率算定のため3月末現在。											

2. 施策の役割分担と状況変化

役割分担	1)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民や地域、行政と協働でやるべきこと)	2)行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)
	○住民自ら就労意識を高め、安定した生活向上に努める。 ○援助を必要とする人々を地域で支える。 ○地域福祉の考え方に対する認識と理解に努める。	○生活保護制度による生活困窮者の最低限度の生活保障をする。 ○生活保護制度の適正運営を図るため、不正受給の防止に努めるとともに、被保護者の自立支援を図る。
状況変化	3)施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか?	4)この施策に対して住民、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?
	○国からは、生活保護の申請者の意思を尊重するようことの指導がある。 ○長引く景気低迷で今後も生活保護人員は増えると考えられる。 ○高齢化の進行、核家族化による高齢単身世帯の増加。 ○国では、生活保護基準額の引き下げや医療費削減のための後発医薬品の利用促進、就労支援の強化等を図っている。	○生活保護者に対する住民の厳しい意見がある。

3. 基本事業の目的と指標

基本事業名	対象	意図	成果指標	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
① 相談体制の充実	生活困窮者	相談体制が充実している	相談件数のうち解決の方向性が見いだされた割合	実績値 %	46.2	39.5	44.4	45.6	48.3	49.1	60.5
② 自立の支援	生活保護受給者	自立・就労の機会が得られる	生活保護受給世帯から自立した世帯数	実績値 世帯	4	9	11	12	6	6	3
③ 生活保護制度の認定とその準用	生活保護受給者	最低限の生活を保障される	生活保護率(生活保護受給者人数/常住人口)	実績値 %	5.1	5.6	5.8	6.0	6.6	7.2	7.8
④				実績値							

4. 施策のコストの実績(施策を構成する事務事業シートより積算)

施策のコスト	項目	単位	26年度実績	27年度実績	28年度実績
	①本施策を構成する事務事業の数	件		6	8
②施策事業費(一般財源以外)	千円		459,755	434,461	413,789
③施策事業費(一般財源)	千円		91,151	124,590	90,451
④施策事業費の計(②+③)	千円		550,906	559,051	504,240
⑤施策人件費(事務事業の人件費合計)	千円		24,920	25,606	24,128
⑥計(④+⑤)	千円		575,826	584,657	528,368

5. 施策に関連する主要事業等

関連する事務事業	区分	事務事業名	摘要
	事務事業	生活保護事業(保護費支給事業)	H27貢献度上位
事務事業	生活保護事業(訪問・指導)	H28優先度上位	
事務事業	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	H28優先度上位	

施策番号	205	施策名	生活困窮者の自立支援	主管課	社会福祉課
------	-----	-----	------------	-----	-------

6. 施策の成果水準とその背景・要因

1)-①現状の成果水準と時系列比較(現状の水準は以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は?)

実績比較	<input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した	<input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した	<input type="checkbox"/> 成果がほとんど変わらない(横ばい状態)
	<input checked="" type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば低下した	<input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した	
背景・要因	<p>・生活保護受給世帯から自立した世帯数は、24年度11件、25年度12件、26年度6件、27年度6件、28年度3件となっている。また、自立に至らずも、新規就労による増収に伴い、生活保護費の減額につながったケースは3件である。</p> <p>・平成28年度は、申請件数が45件、保護開始件数が32件、廃止件数が20件であった。28年度の保護開始世帯は、稼働年齢層における世帯が7件、高齢者世帯15件、他に傷病者世帯6件、障害者世帯2件、母子世帯2件が保護開始となり、高齢者世帯からの申請の割合が高い。</p> <p>・保護廃止世帯は、就労・増収により自立した世帯3世帯、死亡9世帯、その他(転出・手持金の累積・失踪・指示違反等)が8世帯であった。保護廃止件数は、24年度37件、25年度39件、26年度25件、27年度30件、平成28年度は20件の推移であった。廃止世帯については、毎年度高齢世帯の死亡が多く見受けられる。</p> <p>・生活保護率(住民千人当たり)は24年度5.8%、25年度6.0%、26年度6.6%、27年度7.2%、28年度7.8%と徐々に上昇の傾向にある。その要因は景気低迷や高齢化の進展、核家族化による高齢単身世帯の増加など、生活保護人員が増加傾向にある。</p> <p>・生活保護費は、24年度407,175千円、25年度449,675千円、26年度446,128千円、27年度504,384千円、28年度510,031千円と昨年と比べ5,647千円増加した。</p> <p>・保護費の支出は、生活扶助費が前年比103%、住宅扶助費106%、介護扶助費143%などと前年に比べ増加したが、扶助費の約半分を占める医療費扶助については、後発医薬品の使用促進により、前年度比3.7%の減額となった。</p> <p>・高齢者世帯の増加、雇用情勢の改善停滞に伴う稼働年齢層からの相談が増加する中で、生活困窮者自立支援法による就労支援をはじめ、他法適用に対する助言・案内を実施し、相談件数114件に対し保護申請権を侵害することなく、生活保護の申請に至らなかった件数が69件であった。近隣市町村と比較しても保護率は低い状況である。</p>		

1)-②成果目標の達成状況

実績比較	<input type="checkbox"/> 目標値を大きく上回った	<input type="checkbox"/> 目標値のすべてが上回った	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を上回った
	<input type="checkbox"/> 目標値どおりの成果であった	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を下回った	<input checked="" type="checkbox"/> すべての成果指標で目標値を下回った
背景・要因	<p>・生活保護受給世帯から自立した世帯数の28年度目標値は7件であったのに対して自立した世帯数は3件であり、目標値を下回った。</p> <p>・生活保護率(住民千人当たり)は28年度目標値6.3%に対して7.8%と1.5ポイント下回っている。</p> <p>・生活保護費の28年度目標値は411,966千円に対し、510,031千円と多くの扶助費を支出しているため、目標値に対し下回っている。</p>		

2)他団体との比較(近隣市町、県・国の平均と比べて成果水準は高いのか低いのか、その背景・要因は?)

実績比較	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりかなり高い水準である	<input checked="" type="checkbox"/> 他の自治体よりどちらかといえば高い水準である	<input type="checkbox"/> 他の自治体とほぼ同水準である
	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりどちらかといえば低い水準である	<input type="checkbox"/> 他の自治体よりかなり低い水準である	
背景・要因	<p>・生活保護率は、国(平成26年度17.0%、平成29年1月で16.9%)、茨城県(平成26年度9.0%、平成29年1月9.4%)となっている。県内上位の市町村は、平成29年1月水戸市19.7%、大洗町19.7%、古河市15.5%であり、近隣では空間市9.4%、筑西市8.9%、石岡市12.1%となっている。桜川市は26年度6.6%、29年1月7.1%であり県平均9.4%、市平均9.4%郡平均8.6%に比べ保護率は低い状況にある。(千人当たりの常住人口に対する保護者数。国及び県の保護率が1月末現在)</p>		

3)住民の期待水準との比較(住民の期待よりも高い水準なのか、同程度なのか、低いのか)、その他の特徴は?

実績比較	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりかなり高い水準である	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりどちらかといえば高い水準である	<input checked="" type="checkbox"/> 市民の期待とほぼ同水準である
	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりどちらかといえば低い水準である	<input type="checkbox"/> 市民の期待よりかなり低い水準である	
背景・特徴	<p>・高齢者の単身世帯や扶養義務意識の希薄化等により、生活困窮者は増加傾向にあり、生活保護受給に対する支援の期待は高まっているが、生活保護制度に対して不正受給等マスメディアなどで度々取り上げられていることから一般市民からの厳しい意見はある。</p>		

7. 総合計画後期基本計画(H24~28)の振り返り

区分	これまでの取組成果
施策全体	<p>・生活保護制度は、国の施策であり、保護の必要な人に対し、保護基準に基づき、公平・適正な保護の実施が求められているため、困難事例等についてはケース検討会議を実施し適正に対応してきた。</p> <p>・核家族になって高齢者の単身世帯が増え扶養意識が変わってきている現状。</p> <p>・生活保護に至る前の生活困窮者の状況は多様であるため、福祉領域に限らず他分野の各種関連制度、関係機関等を上手く活用し、包括的な支援を行っていくことが重要である。</p>
基本事業	<p>①相談体制の充実</p> <p>・生活保護制度に対しての関心が高まり、生活困窮者からの相談内容や要望が複雑化してきた。</p> <p>・民生委員、社会福祉協議会、職業安定所等関係機関と連携を継続的に図っていく必要がある。</p> <p>・平成27年度より生活困窮者自立支援制度が施行され、相談支援員を確保し生活保護に至る前の段階で自立支援策の強化を図り、包括的に生活困窮者支援を実施している。</p>
	<p>②自立の支援</p> <p>・景気低迷の中で、稼働年齢層の被保護者は運転免許証がないなど、雇用条件等で不利な者が多いため、それぞれの相談者に適した自立支援を実施している。</p> <p>・保護世帯の中では傷病世帯の割合が増えているため自立支援に向け、医療機関等と連携の強化を図る必要がある。</p> <p>・生活困窮者自立支援制度の活用をはじめ、本市においても生活保護者の就労の支援に関する問題について相談、情報提供、助言を行う事業として被保護者就労支援事業の要綱を作成し、平成29年度より被保護者の自立促進事業を実施している。</p>
	<p>③生活保護制度の認定とその準用</p> <p>・不正受給防止対策のため定期的な訪問時に収入申告書、資産申告書の提出を求め、また、課税調査等を実施している。不正受給については、適切な指導援助を行う観点から原因を分析し、法第63条(費用返還義務)・法第78条(費用等の徴収)適用の判断をし再発防止対策をしている。</p> <p>・保護金品の支給事務については、CWの個別対応等により100%には至らないが窓口払いから口座払いへの推進を実施してきた。また、保護金品の取り扱いマニュアルを作成した。</p>